

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

即時結審を求める意見書

平成29年9月20日

金沢地方裁判所民事部合議B1係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明

外



第1 本意見書の目的

1 目的

被告は、平成29年7月3日付「弁論の更新に当たっての意見書」（以下「被告意見書」という。）において、本訴訟の主張・立証が尽くされていないなどと述べ、審理の引き延ばしを図ろうとしている。

そこで原告らは、被告意見書の主張には理由がなく、本訴訟を直ちに結審すべきであることを述べる。

2 被告意見書の概要と本意見書の構成

被告意見書の概要是、以下の（1）ないし（4）のとおりである。

（1）有識者会合の評価書（以下「評価書」という。）に対し被告が主張・立証した5つの問題点について、審理を尽くすべきである。

（2）人格権侵害の具体的危険について、主張・立証を尽くすべきである。

- (3) 人格権侵害の具体的危険は切迫していない。
- (4) 原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）の判断を待ち、同判断を踏まえた審理・判断がなされるべきである。

そこで本意見書では、後記第2ないし第5において、上記(1)ないし(4)の主張に理由がないことをそれぞれ述べる。

第2 評価書に関するこれ以上の審理は不要～被告意見(1)に理由はない

1 はじめに

被告は、評価書に問題点があるとして、大要以下の①ないし⑤を挙げ、これらについて審理が必要であるにもかかわらず原告らが具体的な反論を行っていない、と主張する。

- ①有識者会合のメンバーの選定に法的根拠がなく、専門分野が限られるなど必要な知見を欠く。
- ②有識者会合は、ピア・レビュー会合における他の専門家からの重大・根本的疑問に答えられていない。
- ③規制委員会は、評価書のみではシームの活動性判断ができないとしている。
- ④評価書の内容は地質学的常識からかけ離れ、科学的に成り立たない。
- ⑤シームが活断層ではないと、分野の異なる6人9通の鑑定意見書が出されている。

しかし、以下で述べる通り、原告らはすでに必要な反論を行って審理は尽くされ、被告が挙げる「問題点」などないことが明らかとなっている。

2 ①有識者会合のメンバーの選定に法的根拠がなく、専門分野が限られるなど必要な知見を欠く、との被告の主張に対する反論

原告第52準備書面第2及び第3、第53準備書面第3第3項並びに第54準備書面等において、具体的に主張、反論済みである。

有識者会合は、規制委員会において了承された基本方針に基づいて設置され

た専門家チームであり、現地調査・評価を行うことを目的としたいわば現地調査団である。そのメンバーは、関係4学会の推薦を踏まえて選定された学識経験者である。

志賀原発における有識者会合のメンバーは、規制委員会委員である地質学を専門とする石渡明（当初は島崎邦彦氏であった）のほか、重松紀生、廣内大助、藤本光一郎及び吉岡敏和の4氏で構成されており、いずれも敷地内断層が活断層か否かを判断するにふさわしいとして関係学会から推薦を受け、規制委員会が選定した学識経験者である（甲A78）（詳細は、原告第52準備書面第2及び第3、第53準備書面第3等）。

3 ②有識者会合は、ピア・レビュー会合における他の専門家からの重大・根本的疑問に答えられていないという主張に対する反論

原告第54準備書面第2第2項において具体的に反論済みである。

すなわち、ピア・レビューにおいて評価書に対する指摘はいくつかあったものの、本有識者会合の示した結論自体につき受け入れられないなどと主張する者はおらず（乙A79）、ピア・レビューにおいてなされた指摘については、十分に評価書に反映されている（原告第54準備書面第2第2項（2））。被告が主張するような疑問や異論に有識者会合が答えられていないなどということはない。

4 ③規制委員会は評価書のみではシームの活動性判断ができないとしているという主張に対する反論

第52準備書面で反論済みである。

すなわち、①有識者会合は、規制委員会において了承された基本方針に基づいて設置された専門家チームであり、現地調査・評価を行うことを目的としたいわば現地調査団であり、②有識者会合にこそ、原発敷地内の破碎帯が活断層に当たるか否かにつき、科学的判断を求められている。また、③評価書が「今後の課題」とした調査・検討がなされたとしても、評価書の結論は変わる見込

みがない（詳細は原告第52準備書面）。規制委員会が評価書の結論と異なる判断を行うことは考えられない。

確かに、規制委員会の適合性審査の判断材料は有識者会合の評価書だけではなく、それ以外の資料も判断材料となる。しかし、評価書とその他の資料を同列に見ることは不適切である。評価書は、専門4学会の推薦を受けた専門家・学識経験者によって構成された有識者会合が、長い年月をかけ、被告提出の資料や反論も踏まえてなした科学的判断であるから、評価書以外の資料と比べ、その重み・重要性は格別である。被告は、評価書にこのような格別の重み・重要性があることを覆い隠し、評価書の結論が他の資料によって覆る可能性が高いかのように曲解して主張している。

5 ④評価書の内容は地質学的常識からかけ離れ、科学的に成り立たないという主張に対する反論

必要な範囲で、第53準備書面内（S-1断層の活断層性について第3第4項（2）オ、S-2・S-6断層の活断層性について同第5項（2）ウ等）で反論済みである。

6 ⑤シームが活断層ではないと、分野の異なる6人9通の鑑定意見書が出されているという主張に対する反論

準備書面（53）の第3第3項（3）で反論済みである。

本件訴訟は、科学論争をする場ではない。重要なのは、評価書の判断が被告提出の鑑定意見書によってどの程度減殺されるかにある。

有識者会合は、国民の注目を集める中、インターネットにより中継され、議事録が一般公開された上で、8回にわたり議論をして評価書の中で結論を出している。しかし、被告提出にかかる鑑定意見書の作成者は、いずれも志賀原発はもちろん他の原発の有識者会合やピア・レビューのメンバーでもなく、その意見は他者と議論しておらず他の専門家の批判にさらされたものでもない。いずれの判断を重視すべきかについては明らかであり、被告の提出した鑑定意見

書に個別具体的な反論を行う必要はない。

7 小括

以上のとおり、被告の主張①ないし⑤については、すでに原告は必要な反論を行っている。審理を継続する理由はない。

第3 具体的機序について～被告意見（2）に理由はない

1 原告は反論済みである

被告は、被告意見書において、「本件敷地内シームがずれ動くことの主張立証に加えて、どの程度ずれ動くことにより、被告の重大事故等対策がいかなる機序で機能しなくなるのかといった具体的機序について、原告らが高度の蓋然性をもった主張立証をしなければならないところ、原告らは、いずれの点についても何ら具体的に主張立証していない」と主張する。

この点については、既に原告らは、原告らが争点整理メモ（1）に基づく最終準備書面と位置づけた第53準備書面第3・1（2）（同準備書面8頁以下）において既に反論している。

2 伊方最高裁判決の枠組みにおいて本件原発の差止請求を認めるに足る主張・立証はなされている

原告が主張し、裁判所も争点整理メモ（1）で提示した原発の民事差止訴訟における司法判断の枠組みは、伊方最高裁判決の判断枠組みを民事訴訟において用いるというものであり、原告側が当該原子炉の特定の安全性に問題があることについてある程度具体的な手がかりを争点提示的に主張した場合には、「被告側において、当該原子炉の安全性に欠ける点がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証すべきであり、被告がそのような主張、立証を尽くさない場合には、当該原子炉の安全性に欠ける点があることが事実上推認される」というものである。

原告は、上記の判断枠組みに沿って、評価書や渡辺満久教授の意見書等に基

づき、本件原発の耐震重要施設は、活断層直上にあって、活断層がずれた場合には、その上にある施設が傾き、施設内の機器が破損等する結果、“原子炉を停止し、炉心を冷却するための諸機能”が喪失し、そして、それらの機能喪失により炉心が溶融（損傷）し放射性物質が外部に拡散することで原告らの人格権等が侵害される具体的危険があると主張、立証を行った（原告ら第53準備書面8頁以下参照）。なお、原告のここでの主張、立証は、上記判断枠組みにおいては、ある程度具体的な手がかりを争点提示的に主張、立証すれば足りるのだが、原告の上記の主張、立証は、ある程度どころではなく現実的、具体的危険の存在を相当程度主張、立証したものと十分に言える。

原告の上記主張、立証に対し、被告は、本件原発の安全性に欠ける点がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があるところ、ここで被告が立証すべき「安全性に欠ける点がないこと」の中身は、「福島第一原発事故のような深刻な災害を万が一にも起こさないようにするという意味での安全性に欠ける点がないこと」であり、被告が尽くすべき相当の根拠、資料に基づく主張、立証の程度は、極めて高度なものが求められる。そして、被告によってかかる主張、立証は尽くされていない。

したがって、原告によって、本件原発の運転によって原告らの人格権等が侵害される具体的危険について、科学的根拠に基づき、ある程度具体的な手がかりが争点提示的に（実際には具体的危険の存在について相当程度の主張、立証がなされていることは上述のとおりである。）主張、立証されているにもかかわらず、被告が本件原発の安全性について主張及び立証を尽くしていない部分が多く残されていることからすれば、本件原発の運転によって原告らの人格権等が侵害される具体的危険が事実上推認される。

このように、原告が主張し、裁判所も争点整理メモ（1）で提示した伊方最高裁判決の判断枠組みにおいては、本件原発の差止請求を認めるに足る主張、立証は既になされている。

3 裁判例からみる具体的危険の発生過程（機序）についての主張・立証の程度
ここで、近時の原発民事差止訴訟の代表的な裁判例を原発の運転から具体的危険が発生するまでの過程についての判示事項に着目して概観する。

(1) 志賀原発2号機建設差止請求についての金沢地判平成18年3月24日
(以下「金沢地裁平成18年判決」という。)は、「大崎の方法」の妥当性を首肯しがたいこと、基準地震動S2(当時)の設計用模擬地震波を作成する際の地震の選定の疑問が残ることから、基準地震動S1、S2を超える地震動を生じさせる地震が発生する具体的可能性を認定した。その上で、本件原子炉がそのような地震動を受けたとき、碍子破損等による外部電源の喪失、非常用電源の喪失、配管の破断、シラウドの破断、冷却材の減少・喪失、ECCSの故障、反応度の上昇が考えられ、原発スクラムの失敗も考えられないではなく炉心溶融事故の可能性も反応度事故の可能性もあり、被告が想定する単一原因故障（誤操作）に止まるものではなく、多重防護が有効に機能するとは考えられないから、原告ら住民が許容限度を超える放射線、具体的には許容限度である年間1ミリシーベルトをはるかに超える年間50ミリシーベルトの被ばくをする蓋然性があるとして請求を認容した。

このように、同判決は、基準地震動S1、S2を超える地震動を生じさせる地震が発生する具体的可能性があり、本件原子炉がそのような地震動を受けたときに生じる事象を概括的に述べた上で重大事故を阻止し得ないから住民が許容限度を超える放射線を被ばくする蓋然性があるとしており、(2)ないし(4)で述べる裁判例と比較すれば相対的に詳しく認定をしているものの、事故発生までの過程を具体的に認定はしておらず、事故の規模も認定せずに、住民が被ばくする蓋然性を認定し、請求を認容している。

(2) 大飯原発3、4号機運転差止請求についての福井地判平成26年5月21日
(以下「福井地裁平成26年判決」という。)は、基準地震動を超える地震が同原発に到来して冷却機能を喪失する重大事故が発生するおそれがある

こと（原子炉のどの箇所が破損するかなどの認定はされていない。）、基準地震動に満たない地震によっても同様の事故が生じる得ること、基準地震動を超える地震はもちろん、超えない地震によっても使用済み核燃料プールの冷却設備が損壊する具体的な可能性があることを認定し、同原発から250キロメートル圏内に居住する原告らは、同原発の運転によって直接的にその人格権を侵害される具体的な危険があるとして、請求を認容した。

このように、同判決では、原発事故の運転により上記のような重大事故が発生するおそれがあり、そのようなおそれがあることが原告らの人格権を侵害する具体的な危険であるとして請求を認容しているのであり、事故発生までの過程、事故の規模、事故後どのように原告らが被曝するか、想定される被曝量などについては認定をしていない。

(3) 次に、高浜原発3、4号機の運転差止め仮処分命令申立事件についての福井地決平成27年4月14日（以下「福井地裁平成27年4月決定」という。）は、基準地震動を超える地震及び超えない地震によっても冷却機能喪失事故が発生するおそれがあること、使用済み核燃料プール冷却設備が損壊するおそれがあること等を認定した上で、「高浜原発から250キロメートル圏内に居住する債権者らは、本件原発の運転によって直接的に侵害される具体的な危険があることが疎明されているといえる」として被保全債権の存在を肯定した。

同決定も、発生しうる事故の危険性から直接人格権侵害の具体的な可能性を認定し、事故発生までの具体的機序や事故発生から被曝に至るまでの過程などを問題としていない。

(4) さらに、高浜原発3、4号機の再稼働禁止仮処分申立事件についての大津地決平成28年3月9日（以下「大津地裁平成28年決定」という。）は、同各原発は、1次冷却水喪失が生じた場合に周囲に放射性物質汚染を惹起する一般的危険性を有することを認定し、福島原発事故により実際に体験された

原発の危険性を踏まえて、債務者において同各原発の設計や運転のための規制が具体的にどのように強化され、どのように応えたかについて不合理な点がないことが疎明されたとはい難く、十分な資料は提出されていないとして被保全権利は存在すると認めた。

このように、同決定は、同各原発の一般的な危険性等から、債務者側に運転規制の強化への対応等について高度の主張、疎明を求め、それが尽くされていないことから人格権侵害のおそれがあるとしており、同各原発で具体的に発生する事故を特定せず、それゆえに事故発生の過程や被曝に至る過程も認定はしていない。

(5) このように、福島原発事故以後の代表的な裁判例の中には、原発の運転から具体的危険が発生するまでの過程について細かな事実認定をしていないものが散見されるが、これはこれらの裁判例が採用した司法判断の枠組みから導かれる当然の帰結であり、原告らが主張する「伊方最判のアプローチ」を適切に運用すれば、本件も同様の結論が導かれるはずである。

第4 具体的危険の「切迫性」なる要件事実は存在しない

～被告意見（3）に理由はない

1 原告は反論済みである

被告は、被告意見書において、「新規制基準適合性審査に合格しない限り、本件原子力発電所を運転再開することはないし、運転しない限りは運転に伴う人権侵害の具体的危険はおよそ生じ得ないものであるから、現時点において、原告らの運転差止請求は、かかる具体的危険の切迫性の要件を欠いている」と主張する。

この点については、既に原告らは第48準備書面第2（同準備書面2頁以下）において指摘しているとおりである。人格権に基づく原発差止訴訟においては、あくまで生命、身体、自由等の侵害（人格権侵害）の危険性の有無が問題であ

り、特に「切迫性」を独立した要件とするべきとする裁判例も学説も存在しない。

2 福島原発事故以後の裁判例は「切迫性」を要求していない

福島原発事故以後に公表されている裁判例においても、結論は分かれているものの、「切迫性」の要件について、触れた事例は見うけられない。

(1) 福井地裁平成26年判決は、大飯原発3、4号機が運転停止中であり、被告が平成25年7月8日規制委員会に対し原子炉設置変更許可申請を行い、規制委員会による審査中であったという事実関係の下、判断枠組みについては、「(人格権の根幹部分が極めて広汎に奪われるという)事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められる」、「具体的危険でさえすれば万が一の危険性の立証で足りる」などと判示し、当てはめでは、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来する危険について、「万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる。」と結論づけている。

このように、同判決は、具体的危険性の（万が一にもの）存否を差止請求の規範的要件とし、その結論の当てはめにおいて、「切迫した」危険との表現は見られるものの、あくまでも具体的危険が存在するから差止請求は認められるとしており、具体的危険の存否とは別に具体的危険の「切迫性」について独自の争点として設定はせず、当然のことながら当てはめのための事実認定も行なっていない。したがって、上記の「切迫した」危険という表現はただの修辞に過ぎない。

(2) 次に、福井地裁平成27年4月決定及びその異議審決定である福井地決平成27年12月24日（以下「福井地裁平成27年12月決定」という。）をみる。

福井地裁平成27年4月決定は、関西電力が平成25年7月8日規制委員会に対し原子炉設置変更許可の申請を行い、平成27年2月12日同許可が

なされたという事実関係の下（福井地裁平成27年12月決定の時点では、工事計画認可及び保安規定変更許可もなされていた。）、上記第3の2項（3）で述べたとおり、基準地震動を超える地震によっても冷却機能喪失事故が発生するおそれがあること等を認定した上で、債権者らの一部は、本件原発の運転によって直接的に侵害される具体的な危険があることが疎明されていりといえるとし、保全の必要性については、「本件原発の事故によって債権者らは取返しのつかない損害を被るおそれが生じることになり、本案訴訟の結論を待つ余裕がなく、また、原子力規制委員会の上記許可がなされた現時点においては、保全の必要性はこれを肯定できる」と判示した。

一方、福井地裁平成27年12月決定は、司法審査の在り方について、「当該原子炉施設の安全性に欠けるところがあって、人格権が現に侵害されている、又は侵害される具体的危険があることを債権者らにおいて主張疎明する必要がある」とし、新規制基準の内容及び規制委員会による判断過程に不合理な点はなく具体的危険があるとは認めるには足りないとし、原決定を取消し、仮処分命令申立を却下した。

このように、いずれの決定も、具体的危険の有無が被保全債権の存否を決定する要件事実とされており、具体的危険の「切迫性」は別途要件事実とはされていない。ただ、福井地裁平成27年4月決定は被保全債権の存在を肯定し、規制委員会による許可を認定した上で保全の必要性を肯定しているが、これは仮処分事件の特殊性によるものであり、被保全債権の存否には影響する事実とは位置づけられていない。

（3）さらに、大津地裁平成28年決定及びその保全抗告審決定である大阪高決平成29年3月28日（以下「大阪高裁平成29年3月決定」という。）を見る。

大津地裁平成28年決定は、債務者が平成25年7月8日規制委員会に対し本件各原発の各申請を行い、平成26年2月12日設置変更許可がされ、

同年10月9日までに工事計画認可及び保安規定変更認可がされ、平成28年1月29日3号機が、同年2月26日4号機がそれぞれ再稼働していたという事実関係の下（大阪高裁平成29年3月決定の時点では、平成28年2月29日に4号機は自動停止し、3号機も大津地裁平成28年決定の効力により同年3月9日に運転を停止していた。）、司法判断の枠組みについては、「人格権に基づいて電力会社に対し原子力発電所の運転差止めを求める仮処分においても、その危険性すなわち人格権が侵害されるおそれが高いことについては、最終的な立証責任は債権者らが負う」が、「本件においても、債務者において依拠した根拠、資料等を明らかにすべきであり、その主張及び疎明が尽くされない場合には、電力会社の判断に不合理な点があることが事実上推認される」とし、具体的な当てはめでは、「債務者が主張及び疎明を尽くしていない部分があることからすれば、被保全権利は存在すると認める。」と判示した。そして、保全の必要性については3号機及び4号機が再稼働している事実から保全の必要性を認めた。このように、大津地裁平成28年決定は、「人格権侵害が侵害されるおそれが高いこと」を被保全債権の存否を基礎づける要件事実としており、人格権侵害の「切迫性」は別途要件とはしていない。そして、再稼働に簡単に触れて保全の必要性を認めたものであり、再稼働の事実は（ましてや規制委員会に対する申請や許可の事実は）、被保全債権の存否には影響する事実とは位置づけていない。

一方、大阪高裁平成29年3月決定は、司法審査の在り方について、「まず、抗告人（原告注：電力会社）において、本件各原子力発電所が原子力規制委員会の定めた安全性の基準に適合することを、相当の根拠、資料に基づいて主張立証すべきであり、この主張立証が十分尽くされないときは、本件各原子力発電所が原子炉等規制法の求める安全性を欠き、相手方らの生命、身体及び健康を侵害する具体的危険のあることが事実上推認される」とし、当てはめにおいて新規制基準の内容及び規制委員会による判断過程に不合理な

点はなく、その他相手方らの主張疎明をふまえても「本件各原子力発電所の安全性が欠如していることの疎明があるとはいえない。」として、原決定及び仮処分決定を取り消し、仮処分命令申立てを却下した。こうして大阪高裁平成29年3月決定も、被保全債権を検討するにあたって、「切迫性」を問題としていない。

(4) 最後に、川内原発1、2号機の稼働等差止仮処分申立事件についての鹿児島地裁平成27年4月22日（以下「鹿児島地裁平成27年4月決定」という。）及びその即時抗告審決定である福岡高裁宮崎支決平成28年4月6日（以下「福岡高裁宮崎支部平成28年4月決定」という。）をみる。

鹿児島地裁平成27年4月決定は、「人格的利益が侵害される具体的危険性」を差止請求の規範的要件と位置づけ、「切迫性」について別途論じることはない。また、福岡高裁宮崎支部平成28年4月決定も同様に、「本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあり、その運転に起因する放射線被ばくにより、抗告人らの生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存在することを持って足りると解すべきである。」と判示し、「具体的な危険」以外に「切迫性」について論じるところはない。

(5) このように、福島原発事故後の代表的な裁判例をみると、人格権に基づく妨害予防請求としての原発運転の差止請求権の要件事実は「原発の運転により（原告らの）生命、身体に具体的危険が生じる可能性の有無」のみであり、それとは別に具体的危険の「切迫性」を要件事実とするものは存在しない。むしろ、被告が主張するような「切迫性」に類する事実、すわち、規制基準の適合性審査の進行状況に関する事実や対象原発の再稼働の事実は、仮処分事件において保全の必要性を検討する際に参考されているだけである（福井地裁平成27年4月決定、大津地裁平成28年決定）。

このことは、①大飯原発3、4号機、高浜原発3、4号機の再稼働の禁止仮処分申立事件についての大津地決平成26年11月27日（以下「大津地

裁平成26年決定」という。)が、規制委員会が各申請について審査を行っているところ、規制委員会が「本件各申請を許可する以前に、本件各発電所の再稼働が差し迫っているということはでき」ず、その他特段の事情の疎明もないとして保全の必要性を否定したこと、②大飯原発3、4号機の運転差止仮処分命令申立事件についての福井地決平成27年12月24日が、「本件原発は、…現在に至るまで運転を停止しているのであるから、その再稼働の差止めに係る保全の必要性が認められるためには、本件原発の再稼働が差し迫っているという事情が疎明されなければならない」とし、規制委員会が「本件原発について設置変更許可をするよりも前の段階においては、本件原発の再稼働が差し迫っていると認めることはでき」ないとして、保全の必要性を否定したことをみれば明らかのことである。特に①大津地裁平成26年決定は、前記(3)で述べたとおり、その直後に規制委員会が高浜原発3、4号機の規制基準への適合性を認め、再稼働がなされた後に同じ裁判長が大津地裁平成28年決定において今度は保全の必要性を認めて運転差止を認める仮処分決定を下したことから分かるとおり、規制委員会による規制基準の審査や原発の稼働の事実は、保全の必要性を検討する際に参照される事実であって、原発運転の差止請求権の要件事実とは次元が異なる事実であることは明らかである。

3 小括

本件訴訟は、言うまでもなく人格権に基づく妨害予防請求としての本件原発(志賀原発1号機及び2号機)の運転の差止請求を求める訴訟事件であり、保全命令申立事件ではない。したがって、保全の必要性を基礎づけるための再稼働が目前に差し迫っているという事実、すなわち規制委員会に対する設置変更等の許認可申請、規制委員会による適合性審査の進行状況、再稼働の事実等は、訴訟事件である本件においては、本来的には関係がない。

第5 適合性審査の結果を待つことは許されない～被告意見（4）に理由はない

1 評価書の結論は変わらない

(1) 原告らは、敷地内断層が活断層である証拠として、評価書（甲A45）を提出している。

以下に述べるとおり、評価書の判断は極めて科学的であり格別の重み・重要性があるため、規制委員会は評価書の判断を尊重して適合性審査をすることとなる。そして、被告が進める追加調査をしても判断が覆る可能性は低い。

(2) 第2の4項で述べたとおり、評価書の判断は極めて科学的であり格別の重み・重要性を持っている。

有識者会合は、規制委員会において了承された基本方針に基づいて設置された専門家チームであり、敷地内破碎帯がある原発サイトごとに設置され直接現地に赴いて確認・報告することを目的としたいわば現地調査団である。そして、有識者会合こそが原発敷地内の破碎帯が活断層にあたるか否かという点について、科学的判断が求められている（原告第52準備書面第2）。

その調査のため、有識者会合は、構成メンバー全員が地質に関する専門家で構成され、その上、有識者会合のメンバー以外の地質に関する専門家の意見を聞く機会（ピア・レビュー）も経て有識者会合としての意見が取りまとめられている（原告第52準備書面、第3）。

したがって、評価書における敷地内破碎帯の活動性に関する判断は、極めて科学的であり、かつ規制委員会による適合性審査にあたっては格別の重み・重要性がある。

(3) また、被告の追加調査は極めて困難である（原告第52準備書面、第4）。

評価書では、「より正確・確実な評価をするためには、以下に示すデータ等の拡充が必要と考える。」として、追加調査の可能性を示唆している。

しかし、評価書に示した事項は、有識者会合が被告に対して既に資料の提出を求めたにもかかわらず被告が提出できなかった事項、原発関連施設が存

在することで十分な調査ができない事項等である。したがって、評価書に示された事項を被告が追加調査することは極めて困難である。

被告が追加調査をしたとしても有識者会合の評価に影響を与えるような資料の提出はおよそ想定できず、そのような資料が提出できるとするのは被告の幻想に過ぎない。

(4) 以上のように、被告の追加調査により評価書の判断に影響を与えるだけの資料が提出されるとは考えらず、新規制基準の適合性審査の過程で、敷地内破碎帯が活動性を有するとの評価書の判断が覆ることはない。

2 被告の訴訟引き延ばしは許されない

(1) 評価書に対する反論の機会は十分に与えられた

原告らは、平成24年9月28日付第1準備書面において、志賀原発直下に活断層が存在する旨の主張を行っている。すなわち、志賀原発敷地内断層の活動性については、訴訟提起直後から争点となっていた。

3年後の平成27年末、裁判所から争点整理メモが示され、本件訴訟における争点が絞られることとなり、その争点整理メモに基づいて、原告ら及び被告は主張立証を補充してきた。

その後、平成28年4月27日、評価書が出されたことで、事実上、本件訴訟の争点が、敷地内断層が活断層にあたるか否かに絞られた。

原告が争点を提示してから5年、争点整理メモが示されてから1年9か月、評価書が出されてから1年5か月が経過しており、本件訴訟の経過だけをとってもかかる争点に対して被告が主張立証を行う機会は既に十分に与えられ、私的な鑑定意見書に基づき評価書に対する反論も行っている。

その上、評価書は、有識者会合が設置された平成26年2月から2年以上かけて北陸電力の主張及び提出データを検討して作成されたものであり、評価書で示された結論は、敷地内断層についての被告の意見が既に反映されたものである。

さらに言えば、志賀原発設置前の立地評価の段階で、既に敷地内断層の活動性について調査がなされているはずである。

被告は、これまで十分に敷地内断層に関する資料を収集し、それに基づいて主張立証を行うことができたのであり、このような議論しつくされている争点について、いまだ主張立証が足りないないとするのは、被告の訴訟活動の怠慢に他ならない。

また、適合性審査の結果が出されるまでの期間は定められておらず、同結果は何年先に出るかもわからない。そのような適合性審査の結果を待つことは、訴訟を著しく遅延させる。

被告の反論は、従来から批判のあった五月雨式の主張・立証に他ならず、訴訟の遅延をもたらすものであって、適時提出主義（民訴法156条）ひいては民事訴訟における信義誠実義務（2条）に反する。

（2）審理期間を制限する裁判例もある

また、高浜原発3、4号機の再稼働禁止仮処分申立事件についての大津地裁平成28年決定は、「新規制基準の制定過程における重要な議論や、議論を踏まえた改善点、本件各原発の審査において問題となった点、その考慮結果等について、債務者が道筋や考え方を主張し、重要な事実に関する資料についてその基礎データを提供することは、必要であると考える。そして、これらの作業は、債務者が既に原子力規制委員会において実施したものと考えられるから、その提供が困難であるとはいえないこと、本件が仮処分であることから、これらの主張や疎明資料の提供は、速やかになされなければならず、かつ、およそ一年の審理期間を費やすことで、基本的には提供することが可能なものであると判断する。」としている。

大津地裁平成28年決定が仮処分事件であったことを考慮したとしても、本件訴訟が提訴から5年を経過し、裁判所から争点整理メモ（1）が提示されてからも1年8か月が経過していることからすると、敷地内破碎帯が活動

性を有するか否かという点について、被告には主張・立証の機会が既に十分過ぎるほど与えられており、当に審理は終結されていてしかるべきである。

(3) 法律上も迅速な裁判が求められていること

民事訴訟法第2条は、「裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるよう努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない。」と規定している。

さらに、裁判の迅速化に関する法律第2条は、「裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終結させ」ることを目標としている。

このように迅速な裁判が求められるのは、訴訟が遅延することで、裁判所の人的・物的資源が圧迫されることだけではなく、紛争の長期化によって当事者の経済的・心理的負担が重くならないようとするためである。

本件訴訟は、平成29年10月2日の第24回口頭弁論期日で、提訴から5年以上が経過している。これ以上、被告の追加調査を隠れ蓑にした審理の引き延ばしを許せば、原告らに多大な負担を課すことになり、原告らの迅速な裁判を受ける権利を侵害する。

3 小括

原告らは、これまでの主張立証で、判決をするのに十分熟していると考えている。評価書に対する反論の機会が十分に与えられていた被告がさらなる反論を行うとするのは、被告が訴訟を引き延ばし、司法の判断を先送りにしようとする行為に他ならない。

そもそも、原告らは、新規制基準の適合性審査と、裁判における差止の危険性は別のものであることを度々主張しており、何年先になるかもわからない適合性審査の結果を待つことは、審理を著しく遅延させるだけでなく、司法の役割を放棄するに等しい行為である。

重要施設直下に活断層があった場合に原発の安全性が担保できないことは、

これまで主張してきた通りであり、評価書において重要施設直下に活断層があることが示されている以上、司法の判断は可能である。

被告のさらなる反論を許容することは、原告らに対し多大な負担を負わせるものであり、原告らの迅速な裁判を受ける権利を侵害する。

しかも、福島第一原発の事故をみれば、ひとたび原発で事故が生じた場合、著しい人的・物的損害が生じることは明らかである。原発事故は、地震という予知できない事象で生じうるのであり、いつ起こるとも分からぬ原発事故により、原告らは人間の生命・健康の維持と人たるにふさわしい生活環境の中で生きていくための権利の侵害されることを防ぐためには、原発の運転差止について司法が早期に判断を示すことは重要である。

したがって、新規制基準の適合性審査の結論を待つまでもなく、次回期日で本訴訟を結審しなければならない。

以上